

令和5年度第2回広島市景観審議会車体AD専門部会 【会議要旨】

1 開催日時

令和6年2月6日（火曜日）午後2時35分～午後3時30分

2 開催場所

広島市役所本庁舎 14階 第7会議室

3 出席者等

- | | | | |
|-----------|----|--------|-------------|
| (1) 出席委員 | 委員 | 吉田 幸弘 | (よしだ ゆきひろ) |
| | 委員 | 宮川 博恵 | (みやかわ ひろえ) |
| | 委員 | 大田 正樹 | (おおた まさき) |
| | 委員 | 小澤 真紀子 | (おざわ まきこ) |
| | 委員 | 坂本 貴寛 | (さかもと たかひろ) |
| (2) 協議関係者 | 9名 | | |
| (3) 一般傍聴者 | 9名 | | |
| (4) 報道関係者 | 0名 | | |

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 車体広告の特例許可に係るデザイン協議について（車体広告の特例許可3件）

議案の1 広告主：株式会社 ICHIKAWA
広告代理店：株式会社近宣

(広島電鉄市内路線バス1台)【新規】

議案の2 広告主：広島電鉄株式会社
三菱地所レジデンス株式会社
JR西日本プロパティーズ株式会社
広告代理店：株式会社大広西日本

(広島電鉄市内路面電車1台)【新規】

議案の3 広告主：広島電鉄株式会社
広告代理店：株式会社みづま工房

(広島電鉄市内路線バス1台)【新規】

イ 車体広告の特例許可に係るガイドラインの改正について

(3) 閉会

5 会議結果

(1) 車体広告の特例許可に係るデザイン協議について（車体広告の特例許可3件） 別紙のとおり

(2) 車体広告の特例許可に係るガイドラインの改正について

別添資料「車体の窓及びドアのガラス部分等へのラッピングの取扱いについて」を基に事務局から説明したところ、委員からの修正意見がなかったため、資料のとおり「広島市景観審議会車体AD専門部会運営要領 別添 車体広告の特例許可に係るガイドライン」を改正する。

令和5年度第2回 広島市景観審議会車体AD専門部会会議結果

議事 車体広告の特例許可に係るデザイン協議について

議案の1 広告主：株式会社ICHIKAWA
 広告代理店：株式会社近宣

事前協議での主な意見	事前意見を踏まえた 広告主等の事前対応	車体AD専門部会での主な意見（2/6）	意見に対する 広告主等の対応	デザイン協議結果
<p>《全体》</p> <p>(1) イメージ広告ではあるが、ビジーでチャシ的な印象がある。</p> <p>(2) 右側面前方、左側面後方に「考える人」、「工作ロボット」、「キャッチフレーズ」などが詰め込み過ぎて窮屈な印象である。掲出の優先順位を付けて表示を減らすなどの修正を求める。 また、後面も「企業ロゴ」、「社名」、「キャッチフレーズ」、「イラスト」などの情報過多で、全エレメントの整理及びサイズの再検討を行い、余白をとった構成を推奨する。</p>	<p>《全体》</p> <p>(1) シンプルに見えるようにデザインの数を減らして調整を行った。</p> <p>(2) 文字要素を減らし、すっきり見えるようにした。 また、側面中央の「企業ロゴ」、「花」、「パーツ」については、これらを一つのロゴとして考えている。</p>	<p>《全体》</p> <p>左側の側面は要素が一部削除されたが、右側の側面は配置変更により、余白が減り、煩雑感が増してしまっている。この広告で何を一番伝えたいのか、エレメントの優先順位を付ける必要がある。 また、後面に関しては、修正前の方が余白を使ったデザインとなっていることから、修正前のデザインをベースにして、各エレメントの優先順位を考慮して修正すること。</p>	<p>《全体》</p> <p>クライアントと調整し対応する。</p>	<p>修正意見への対応を条件に、許可に差支えないものとする。 なお、修正意見への対応状況については、部会長が修正デザインを確認し判断する。 ⇒令和6年3月13日 広告主からデザイン協議の取下届が提出された。</p>
<p>《側面》</p> <p>(1) 当デザインは、会社紹介動画と連動させたものと思われる。動画では多数のエレメントがテンポよくモーションを繰返している。 当デザインの煩雑性は、動画のエレメントをそのまま同時に（静的に）配置したことが起因し、構成要素過多から窮屈な見え方になっている。デザイン手法は、広告媒体に応じて変える必要があり、余白をとりながら各構成要素の優先順位づけ及び整理が必要である。その際同時に、各構成要素の意味も考えられることを推奨する。 例えば、両側面中央下のピンクの花の表現は、動画ではモーションの中で意味をもつが、当デザインでは意味を成さない。したがって、各構成要素に対して静的表現の視点での再構成が必要と考えられる。</p> <p>(2) 右側面「WE CREATE THE NEXT」の文字が目地により判読しにくいいため、修正を求める。</p>	<p>《側面》</p> <p>(1) 両側面の詰め込み過ぎたデザインを減らしてすっきりさせた。 また、側面中央の「企業ロゴ」、「花」、「パーツ」については、これらを一つのロゴとして考えている。</p> <p>(2) 目地に文字がかかっていたため、文字が被らないように配置した。</p>	<p>《側面》</p> <p>中央部分のロゴの下にある花については、花と認識してもらうには分かりづらい表現となっている。 その他にも、色使いが鮮やかなもの、そうでないもの、大きさ等、どれが最も重要なものか分かりにくい。また、余白をすべて埋めようとしているが、その必要はなく、白地を増やすことで企業イメージが鮮明になる。 一番伝えたいことを軸として、大きさや色の濃さ、エレメント（モーターやロボット等）の色を統一するといった再調整をすること。</p>	<p>《側面》</p> <p>クライアントと調整し対応する。</p>	

令和5年度第2回 広島市景観審議会車体AD専門部会会議結果

議事 車体広告の特例許可に係るデザイン協議について

議案の2 広告主：広島電鉄株式会社、三菱地所レジデンス株式会社、JR西日本プロパティーズ株式会社
 広告代理店：株式会社大広西日本

事前協議での主な意見	事前意見を踏まえた 広告主等の事前対応	車体AD専門部会での主な意見（2/6）	意見に対する 広告主等の対応	デザイン協議結果
<p>《側面》</p> <p>(1) 各車両窓上にすべて異なるコピーが配置され、フォントサイズも車両ごとに異なり、マンションチラシ的な広告といわざるを得ない。下位置のホワイトグラデーションが不自然なバランスである。 また、検索窓は削除いただきたい。</p> <p>(2) マンションの絵が窓で分断され、判別しにくくなっていることやマンションの左右がタイトであるため、大きさ（縮小）や配置など再検討が必要である。ただ、現実的に当該車両の形態特性（低床車両は窓面積が大きい）に、マンションのペースは不向きと考えられることから、構成要素からペースを省いた上でのデザイン計画が求められる。</p> <p>(3) 窓上の文字と、窓下の「FRONT」の文字が目地により判読しにくく、また、窓上の文字は車両の文字表記全体で見ると大きくバランスを崩しているため、大きさ（縮小）や配置など再検討していただきたい。 例えば、窓上はラインを極力かわしたレイアウトが考えられる。窓下は、構成要素の中ではマンション名の優先順位が高いと思われるため、パーティングラインのない車両への配置などが考えられる。</p>	<p>《側面》</p> <p>(1) できる限り、文字サイズや文字の配置を考慮し、調整している。</p> <p>(2) パースを外してしまうとなんの広告かわかりづらいため、パースは掲載の方向として、その他、大きさや配置など調整した。</p> <p>(3) 基本的には目地に被らないように、文字サイズや文字量を減らし、空白を増やすことで全体バランスをとっている。</p>	<p>《側面》</p> <p>検索窓については、情報過多になることから、削除すること。</p>	<p>《全体》</p> <p>クライアントと調整し対応する。</p>	<p>修正意見への対応を条件に、許可に差し支えないものとする。 なお、修正意見への対応状況については、部会長が修正デザインを確認し判断する。</p> <p>【修正意見（要検討事項）】</p> <p>《側面》 検索窓については、情報過多になることから、削除すること。</p> <p>【修正意見への対応】</p> <p>《側面》 検索窓を削除したデザインとした。</p> <p>⇒ <u>部会長により修正意見への対応が確認できたため、許可に差し支えないものとする。</u> （協議を了したデザインは別図のとおり）</p>

議事 車体広告の特例許可に係るデザイン協議について

議案の3 広告主：広島電鉄株式会社
 広告代理店：株式会社みづま工房

事前協議での主な意見	事前意見を踏まえた 広告主等の事前対応	車体AD専門部会での主な意見（2/6）	意見に対する 広告主等の対応	デザイン協議結果
<p>《全体》</p> <p>(1) イラストや後面のマークは限界まで大きくしたとの印象がある。90%レベル縮小した方がイラストやマークが生きてくるのでは無いか。</p>	<p>《全体》</p> <p>(1) キャラクター並びに後面のエンブレムは90%レベル縮小する。</p>	<p>《全体》</p> <p>意見なし</p>	<p>《全体》</p> <p>—</p>	<p>許可に差し支えないものとする。 (協議を了したデザインは別図のとおり)</p>
<p>《側面》</p> <p>(1) キャラクターが窓から顔やフラッグを出した姿（そのように見えるデザイン表現）は、子供たちが真似る行動につながる可能性を含み、安全啓発上問題があると考えられる。</p> <p>(2) 乗客の車窓からの視界が遮られる事がないよう、窓ガラスへのラッピングフィルム素材は開口率50%以上のシートの使用が望ましい。</p> <p>(3) 左側の「HIROSHIMA FC」の「A」の文字の中心に目地がきているため、大きさや配置など再検討していただきたい。</p> <p>(4) また、右側面後方の白字の「ノンステップバス」が白字の「SANFRECCE」の中にあるのでやや読みにくく、工夫が望ましい。</p>	<p>《側面》</p> <p>(1) 誤解を招くデザインとならないように、一部デザインを修正する。(キャラクターのサイズを小さくすることで窓ガラス内に収め、車窓から乗り出していないように見せています。)</p> <p>(2) 開口率約50%のフィルムを使用する。</p> <p>(3) 位置を変更し、目地に「A」がかからないようにする。</p> <p>(4) デザインに「ノンステップバス」表記がかからないように位置を変更する。</p>	<p>《側面》</p> <p>左側面のフラッグを持っているキャラクター（サンチェ）については、キャラクターとフラッグの前後関係が不自然なものとなっている。</p>	<p>《側面》</p> <p>キャラクターとフラッグの前後関係が不自然なものとならないようクライアントと調整し検討する。</p>	